

平成 29 年度 幼児教育の段階的無償化に伴う利用者負担金(保育料)の軽減について

1 幼児教育の段階的無償化(注1:国事業)について 平成 29 年 4 月から実施

国が定める利用者負担金(保育料)の上限額の基準額が軽減されるため、現行の御嵩町の保育料を国基準額の下げ幅に応じて引き下げる。

注1:国事業

- ① 市町村民税非課税世帯の第2子無償化するもの
- ② 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等について、保護者負担の軽減を更に拡充。(第1子の市町村民税非課税世帯並みに軽減を図るもの)

2 保育料の改定前と改定後

階層区分	利用者負担金(保育料)			
	2号認定		3号認定	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
〈階層 3-1〉引き下げ前 国基準額	7,750	7,650	9,250	9,150
⇒ 町保育料	4,750	4,700	6,250	6,200
〈階層 3-1〉引き下げ後 国基準額	6,000	6,000	9,000	9,000
⇒ 町保育料	4,750	4,650	6,250	6,150
〈階層 4-1〉引き下げ前 国基準額	7,750	7,650	9,250	9,150
⇒ 町保育料	7,250	7,150	9,250	9,150
〈階層 4-1〉引き下げ後 国基準額	6,000	6,000	9,000	9,000
⇒ 町保育料	5,600	5,500	9,000	8,900
〈階層 5-1〉引き下げ前 国基準額	13,500	13,300	15,000	14,800
⇒ 町保育料	11,250	11,050	12,750	12,600
〈階層 5-1〉引き下げ後 国基準額	6,000	6,000	9,000	9,000
⇒ 町保育料	6,000	5,900	9,000	8,900
〈階層 6-1〉引き下げ前 国基準額	13,500	13,300	15,000	14,800
⇒ 町保育料	11,250	11,050	15,000	14,800
〈階層 6-1〉引き下げ後 国基準額	6,000	6,000	9,000	9,000
⇒ 町保育料	6,000	5,900	9,000	8,900

平成29年度保育料徴収基準表

階層		利用者負担額(月額(単位:円))				
		年齢	3歳以上児		3歳未満児	
		保育必要量	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護受給世帯等		0	0	0	0
2-1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
2-2	帯	その他の世帯	5,500	5,400	7,700	7,600
3-1	市町村民税所得割の	ひとり親世帯等	4,750	4,650	6,250	6,150
3-2	み非課税世帯	その他の世帯	9,500	9,400	13,500	13,400
4-1	市町村民税所得割額	ひとり親世帯等	5,600	5,500	9,000	8,900
4-2	48,600 円未満	その他の世帯	14,500	14,300	19,500	19,300
5-1	48,600 円以上	ひとり親世帯等	6,000	5,900	9,000	8,900
5-2	72,300 円未満	その他の世帯	22,500	22,100	25,500	25,200
6-1	72,300 円以上	ひとり親世帯等	6,000	5,900	9,000	8,900
6-2	77,101 円未満	その他の世帯	22,500	22,100	30,000	29,600
7	77,101 円以上 97,000 円未満					
8	97,000 円以上 133,000 円未満		24,000	23,600	37,000	36,500
9	133,000 円以上 169,000 円未満				44,500	43,900
10	169,000 円以上 301,000 円未満		25,000	24,600	50,000	49,200
11	301,000 円以上 397,000 円未満		26,000	25,600	55,000	54,200
12	397,000 円以上		30,000	29,500	60,000	59,100

■ 多子軽減について

- 階層8～12の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第2子半額、第3子以降は無料です。
- 階層5-2のうち市町村民税所得割額(以下:課税額)57,700 円以上、6-2、7の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第2子半額となり、小学校就学前の年齢に関わらず第3子以降は無料です。
- 階層3-2、4-2、5-2のうち課税額57,700円未満の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第2子半額、第3子以降は無料です。
- 階層2-2、3-1、4-1、5-1、6-1の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第2子以降は無料です。

■ 平成28年度からの変更点

- 階層2-2について、第2子以降を無料としました。
- 階層3-1、4-1、5-1、6-1について、減額しました。